

第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和3年9月24日（金）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 17番 原 清美 委員  
18番 村田 憲夫 委員
- 日程第2 会期の決定 9月24日 1日間
- 日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第10号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について
- 日程第5 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第39号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第41号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第42号議案 農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について
- 日程第10 第43号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第11 第44号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 第45号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第13 第46号議案 令和3年度豊岡市農政等に関する意見書について

出席委員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 瀧下 康徳  | 3番 平野 薫   |
| 4番 宮岡 正則  | 5番 平峰 英子  |
| 6番 石橋 重利  | 8番 上坂 定   |
| 9番 井谷 勝彦  | 10番 和田 敏明 |
| 11番 中島 覚  | 12番 西沢 泰裕 |
| 14番 高尾 利美 | 16番 仲川 弘之 |
| 17番 原 清美  | 18番 村田 憲夫 |
| 19番 大原 博幸 |           |

欠席委員（3名）

2 番 森 田 強                              7 番 栗 原 安 信

15 番 大 谷 均

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二	事務局次長……………兼 井 伸 二
主幹兼係長……………古 谷 明 仁	主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさんこんにちは。時間がまいりましたので第6回の総会を開催したいと思います。

私事でありますけども、今年には本当に大変な年でして、農作業の疲れでヘルペスが出ました。この目の辺が赤い痣ができて水ぶくれができます。医者に行ったら十日ほど安静にしておきなさいと言われました。今日は安静期間中ですががんばって進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。農作業の疲れがたまってくると、日本人の50歳以上の方に出やすいそうです。ほとんどの方がヘルペスのウイルスを持っているようで、体力が低下してくると免疫力が落ちてきて発症するというメカニズムのようです。どうかみなさんもこれから疲れが出る時期じゃないかなと思います。充分養生していただいて、そういう症状が出ないように栄養をとっていただく。あまり酒は飲まないほうがいいみたいでした。酒、タバコはちょっと抑えたほうがいいかなという感じがいたしましたけれども、人間、体が一番ですので、どうか養生していただきますようお願いしたいと思います。それでは早速総会の方進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。2番 森田強委員、7番 栗原安信委員、15番 大谷均委員、以上通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 (大原 博幸) 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
ただいまの出席委員数は15名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。  
ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会(定例会)を開会いたします。  
本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件13件、証明案件10件、届出書受理案件3件、協議案件3件、合計31件です。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。  
直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

- 議長 (大原 博幸) 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、議長より2名を指名します。  
17番 原 清美 委員  
18番 村田 憲夫 委員  
以上の委員をお願いします。

#### 会期の決定

- 議長 (大原 博幸) 日程第2、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。  
第6回農業委員会総会(定例会)は、本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。  
よって第6回総会(定例会)は、本日9月24日の1日間と決定しました。

#### 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議長 (大原 博幸) 日程第3、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。  
事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

- 議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） 29番の案件ですけれども、所有者が耕作するためとなっているんですけれども、貸出人の方が所有者ですね。29の2の方はひょうご農林機構の方が貸出人になっているんですけれども、ここの耕作するんですか。

○議長（大原 博幸） 事務局、ここは同じ案件が貸出人と借受人が違っているだけ？

○事務局（西田 弥） 29番につきましては、29番の1と29番の2と一連の案件ということです。ひょうご農林機構を仲介しての契約になっておりまして、それを解約するという報告になっております。実際は〇〇さんと〇〇で契約されたものです。

○9番（井谷 勝彦） 貸し出し期間が同じで両方にはいつているんですか、同じものが。

○議長（大原 博幸） これは〇〇という法人に貸したり借りたりしているのと、〇〇個人にしているのの違いだと思います。

1番 瀧下委員。

○1番（瀧下 康徳） 解約事由がおかしいんじゃないのかな。

○9番（井谷 勝彦） 同じものが2件とも所有者が耕作するためとなっている。

○1番（瀧下 康徳） 所有者都合のためと次のページには書いてあるんでしょ。同じケースで。30の1と30の2は所有者都合のためとなっていますね。ところが29の1と29の2の解約事由で所有者が耕作するためとなっているからおかしいんじゃないですか。所有者は耕作しないんでしょ。

○事務局（古谷 明仁） 29番の方ですけれども、所有者都合のためということで訂正の方をお願いします。

○議長（大原 博幸） それでは、訂正させていただきます。29の1、解約事由、所有者が耕作するためとありますが、所有者都合のためというふうに修正ください。それから29の2についても解約事由について所有者が耕作するためとなっておりますが、所有者都合のためと修正をしていただきたい。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第4、報告第10号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第38号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第5、第38号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

出石地域の現地調査の調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 9月14日、8時45分から12時ごろまで15番の大谷委員さんと事務局の方2名、14番 高尾の4名で現地を確認にまいりました。事務局の方の説明のとおり、特に問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第38号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第39号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第39号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 9月13日、私西沢と仲川委員、事務局2名と現場調査いたしました。今事務局より説明があったわけですが、補足説明させていただきます。畑の面積641平方メートルとなっていますが、同じ所有者がこの土地を囲むようにもう1筆持っており、約1,400平方メートルあり、私としては優良農地であり、また畑の隅には地下水の弁があるということで水の便もいい農地として使えないかなというふうには思いましたが、過去の履歴を辿ってみますと、1,400平方メートルの内641平方メートルについては大正時代に家が建っておった。その後別の場所に移られました。その家がなくなった後、昭和40年代に鶏舎が建てられて、そのブームも去った後その鶏舎は取り壊し、その後きれいに片付いていたらよかったですけど土の中にはコンクリート片が混在しています。その後近くの農家の方が見るに見かねてちょっと野菜でも作ろうかとかがんばられました。その時使ったマルチが土の中に混ざっていることで、掘り返したら何が出てくるか分からないような状態です。結局、太陽光発電ということで申請されたと思っております。周りに他の所有者があつたら同意もいるんですけど、周りの土地というのも自身の小さな土地ということで問題ないかなと思っております。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番 高尾委員。

○14番（高尾 利美） 今の説明をお伺いしましたら、現況地目は雑種地ですか。

○事務局（古谷 明仁） 現地確認したら畑で草が刈ってあつて農地なんですけれども、先ほど現地調査に行かれた西沢委員は地元の農業委員でもあつて、過去の経緯も若干知っておられるんですけども、現状は雑種地ではなく農地と把握しています。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。 よって、第39号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第40号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第40号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎地域の現地調査の調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 9月13日、私西沢と仲川委員、事務局2名と現場確認を行いました。その中で、番号43番、9月13日現在、現況地目が畑となっておりますが現地調査で始末書を付けるように指導しました。他は事務局の説明のとおりで特に補足はございません。以上です。

○議長（大原 博幸） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく9月14日、15番大谷委員と事務局の方2名、14番 高尾の4名で現地を確認しました。ただ今の説明のとおり、特に問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番 石橋委員。

○6番（石橋 重利） 今の5条関係の許可申請の一連のことなんですけれども、先ほど備考欄で所有権移転、始末書の提出、あるいは申請番号52番の所有権移転、経過書の提

出ということですが、そもそも始末書とか経過書の提出については、行政側が指導するのかあるいは譲渡人が自己申告的に提出をしていただく書類なのか、位置付けですね。先ほど西沢委員からは始末書の提出を指導したというご説明があったんですけども、そういったやりとりの関係ですけども、本来行政側がするのか申請者側がするのかという位置付けがちょっとよく分からないんですけども。

○事務局（古谷 明仁） 申請書を受け付ける段階で申請地の写真等も付けていただいています。その中で現状が農地以外と思われる場合にはその場で始末書等の添付を指導しております。その理由が分かる始末書であるとか経過書を付けてもらっています。今回、写真では判断できなくて現地に行った際に碎石等が敷いてあることが分かり、その場で指導させていただいて今回付けていただいたということです。

○6番（石橋 重利） ですから要はその主体は行政側にあるという理解でいいんですね。行政側が気付いて指導するという位置付けでいいんですかね。考え方として。

○事務局（古谷 明仁） はい、そうです。

○6番（石橋 重利） 分かりました。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第40号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第41号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第41号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】



○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 9月13日、私西沢と仲川委員、事務局2名と現場確認を行いました。事務局の説明のとおりで特に補足はございません。以上です。

○議長（大原 博幸） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく9月14日、15番大谷委員、事務局の方2名、14番 高尾の4名で現地を確認しました。ただ今の説明のとおり、特に問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第41号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第42号議案、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第42号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願います。

出石地域の現地調査の調査員を代表して、 14番 高尾委員、 願います。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく9月14日、 15番大谷委員、 事務局の方2名、 14番 高尾の4名で現地を確認しましたが、 特に問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、 第42号議案「農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する届出書受理について」 は、 原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第43号議案、 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第10、 第43号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたら願います。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 12番 西沢委員、 願います。

○現地調査員（西沢 泰裕） 9月13日、 私西沢と仲川委員、 事務局2名で現地確認を行いました。ただ今の事務局からの説明のとおり、 特に補足はございません。以上です。

○議長（大原 博幸） 日高地域の現地調査の調査員を代表して、 14番 高尾委員、 願います。

○現地調査員（高尾 利美） 同じく9月14日、 15番大谷委員、 事務局の方2名、

14番 高尾の4名で現地を確認しました。ただ今の説明のとおり、問題ないと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 和田委員。

○10番（和田 敏明） 9番ですけれども、先ほどご報告ありましたように植村公園の裏側の入り口のところの場所ですけれども、よく見ておまして、なんか産業廃棄物が捨てられているような。ダンプとショベルが入り乱れていて、今回の書類見てヘアリーベッチと書いてあり、そういうのをされるのかなとちょっと理解したんですけれども、あまりにも入ったところがガタガタになっておまして、ちょっと心配になっておりました。以上です。

○事務局（古谷 明仁） 今回の農地改良は3箇月の期間で農地改良することなので、地元の農業委員さん、推進委員さんもよく見ておいていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○10番（和田 敏明） その奥に蜂蜜の箱を置いておられるんですね。〇〇さんが。そっちの方じゃなしに手前の沼地の方に土砂が埋まってきよるんです。その横にコウノトリの小さな池があってそこから湧き水が出てまして、好きな人はそこを管理していたりしていたんですけど、その近くまで埋められちゃっているんです。2、3年前にですけど。

○事務局（古谷 明仁） 3年前に農地改良されたときにも、農地改良する場合には地元の農会長、区長等の同意をいただきました。前回の時も地元の宮岡委員さんはじめよく見ておいていただきながら進めさせてもらって、今回も地元の区長さん、農会長さん、関係者からの同意書も付いています。ただ、無断転用とかがないように地元の委員さんの方でもまた見ていただけたらと思います。何かありましたら事務局まで連絡いただけたらと思います。

○議長（大原 博幸） 9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） 今の件ですけれども、前の許可は取られているにしても、産廃ではないということでしょうか。あくまで土砂ですか。今言われた産廃に近いものが入っているというふうに、地元の委員さんの説明を聞いたんですけれどもいかがでしょうか。

○10番（和田 敏明） ダンプが入ってきて下ろすんですね、その中からシャベルが大きな石なんかを避けて行くんです。それを別に積んで土を中に入れ込むという感じですけども、ちょっと見た感じがどないかなあという感じです。

○事務局（古谷 明仁） 産廃ではないと認識しております。

○議長（大原 博幸） 4番 宮岡委員。

○4番（宮岡 正則） 以前からこの〇〇さんは問題がありまして、私もちょこちょこ現場を見に行っていて、私指導していますので、また三方地区の方で何かありましたら私の方に連絡いただいたら窓口になって私の方から指導していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（大原 博幸） 12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 同じ案件9番で、令和元年に申請が出て農地改良ということで90センチ嵩上げされた。その後、実際へアリーベッチの作付けというのは確認できていますか。たまたま宮岡委員さんがちょこちょこ見ておられるということですけど、宮岡さん、へアリーベッチは植わっていましたか。

○4番（宮岡 正則） 現在はまだ植わっていないと思うんですけど、これから盛土をした後に植えられるんじゃないかなと思っています。

○12番（西沢 泰裕） 理由の中に、以前農地改良したけどへアリーベッチの生育が良くないと書かれておるんですけど、実際に作付けされた確認はできていますか。

○4番（宮岡 正則） その時にはたぶん植えていなかったと思うんです。違う木か何かは植わっていたと思うんですけど。木が植わっていたというのが記憶にあるんです。

○10番（和田 敏明） 桜の花で蜜を収集したいという思いがあって植えられているんじゃないかなと見ていたんですけども、あまりにも石がゴロゴロしていたんで。

○事務局（古谷 明仁） 樹木の苗木が一時期あったみたいですがけれども、今回、地元の同意がある中でへアリーベッチを植えるということで申請があがっていますのでそのようにされると思っております。また地元の委員さんもよく見ておいていただけたらと思います。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第44号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第11、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

## 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 和田委員。

○10番（和田 敏明） 25ページの番号1番から127番まで、これみんな〇〇の営農組合の関係です。今までと同じように作られるということで全然問題ないんですけども、25、26、27、28ページが以前に営農組合と契約されていたところが解約して中間管理機構のためにということになりました。そして1番から127番までをひょうご農林機構に預けて、再度また営農組合に返されたということで、形としては全然変わらないんですけども、ひょうご農林機構としてはそれによって成績が上がるということですよ。それで〇〇の営農組合に補助金が加算されるという形になると思うんですけども、こんな方法があるのかなというふうに私はびっくりしているところです。以上です。

○議長（大原 博幸） ご意見承っておきます。

他に質疑ありませんか。

1番 瀧下委員。

○1番（瀧下 康徳） 今のお話伺って、なるほどなと思ったんですけど、そういった補助金が入る場合で、例えば27ページの23番ですが、〇〇さんが農林機構を経由して自分にまた振り戻されているんですね。こんなケースでも貰えるんですか。その辺がおかしいなと思って見ていたんですけどね。

○10番（和田 敏明） 〇〇営農組合として30町歩あったのをみんな農林機構に入れて再度出しているんです。

○1番（瀧下 康徳） それは分かりましたけれども、結果として本人が書類上はですよ、実質は〇〇の営農組合で受けられていたんでしょうね、おそらく。それを農林機構経由にしたいがために、例えば〇〇さんだったら〇〇さん本人が農林経由して自分に戻ってくるという格好になっているんですね。それで補助金が出るというのはどうなんやという気はするんですね。今伺ったところで、おっしゃるとおり〇〇の営農組合が受けたものを經由させたということになるほどとなるんですけど、それで補助金出るってどうなんやろ。なんで本人がするのになんか農林機構を経由してまた本人に戻ってくるなんて。知らない人みたらそう思いますよね。

○10番（和田 敏明） ひょうご農林機構としては土地を払い下げたということで成績がアップするんですよ。そうすると県としてはようやくという形で補助金が出ると。

○1番（瀧下 康徳） そこはよく分かるんだけど、

○議長（大原 博幸） 9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） 先ほどの説明のように本人から本人への貸し出しというのすべて

中間管理機構はOKということでしょうか。とすれば、自分で作っておられる方は全部それをされたら一番ベターなことになるのでは。今後自分で自作されている方はこれを推奨されるということでしょうか。

○議長（大原 博幸） 事務局。

○事務局（兼井 伸二） 今の件についてなんですけども、農地中間管理機構の集約事業につきましては、集落の合意の元で集落内の農地を機構が借り受けをして、農地の集約を行って地域の担い手に貸し付けを行うというものです。事業のメリットとしては、まず貸し手については借り手への調整を機構の方に任せられることができるということが1つあるのと、借り手については今まで地域の話し合い等により分散していた農地がまとめられる、集約化できるというメリットがあります。もう1つ地域のメリットとしては、先ほどあった協力金が支払われる。いわゆる経済的なメリットがあるという事業内容です。先ほどご指摘があったケースについても制度上は認められているということになります。地域にとっては今まで分散していた農地がきちんと集約化されて、集落内全体の生産性が高められるという事業効果があるということで、メリットがある事業だと私たちもお聞きしております。

○議長（大原 博幸） 1番 瀧下委員。

○1番（瀧下 康徳） さっきの話から出ているように、〇〇営農組合に集約されていたものを経由させただけでしょ。実質、何も集約になっていない。

○議長（大原 博幸） 10番 和田委員。

○10番（和田 敏明） それプラス〇〇地区が入っています。隣接の農地もみんないっしょくたにしているんですわ。大きくしているんです。

○1番（瀧下 康徳） そういう大義名分というかあえていうとすると、言葉は適切じゃないかもしれないけど、形は整っているというということですね。さっき質問された答えがどうなのかというのは、今の次長の回答では答えになってないと思うんですけど。例えば私個人が何箇所を農林機構の方に経由して、また私がそれをするといった場合、そういう場合でも該当しますかという質問だったと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（大原 博幸） 9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） それに関連して私は言ったんです。今機構が農地を担い手の方に集約するということになっているんですけども、その集約図はどういうふうになっているんでしょうか。区分けのこういう場合。だから本当にかたまっているのかどうか。面積的にも地域がかたまっているのかどうかの確認は今後必要な案件になるのではないのでしょうか。

○議長（大原 博幸） 1番 瀧下委員。

○1番（瀧下 康徳） 書面上では確認されているんですか。さっきあったように〇〇の営農組合にプラスアルファがあったわけですね。そのケースでは。ということは書類上でも2つの営農組合が1つになってそれをフィードバックしましたよという形だから、表

向き上はいいんでしょ。おそらく、書類上は。たぶん現地確認はされていないでしょう。また先ほどの質問に戻るんですけど、1人だけの場合だったらどうなるのかという。集約にならないのか。それを形式的に、例えば2名の分を集約するという形で経営して、また戻ってきて実質2名が同じものを作っているとなった場合にどうなのかということですね。もしそのことがわかれば。

○議長（大原 博幸） 事務局。

○事務局（兼井 伸二） 機構が集約をして、結果的に同じ方がまた作られるというケースは今回みたいにあるというふうに聞いております。ただ、全体としてやはり集約はされて作りやすいような面的な集約はされているということ聞いておりますし、もちろん、地域の中での話し合いによる合意があつてのことと聞いております。

○議長（大原 博幸） 18番 村田委員。

○18番（村田 憲夫） うちも中間管理機構を利用して農地集積を凶ったんですけども、地域で担い手を何人か作る。その担い手さんに集約するというのが原則でして、私の土地は私で作るではなしに、4人なり5人なり地域の担い手を作ってそこで集約を凶る。それで協力金を中間管理機構から受け取る。自分の土地は中間管理機構に預けて、それは預けたものに対して地権者は貰える。だけども地域に下りるお金は集約数によって変わってきますので。これはやはり制度の問題になるので、うまいこと利用すればこれはこれで地域にもお金は落ちますし、本人にも入ります。これはあくまで農地集積を凶るというのが目的ですので、利用したらいいと思います。なんら問題ないですし。

○議長（大原 博幸） 人・農地プランに位置付けられた中心的担い手というふうに位置付けられておれば、そういうところに集積していけばいろんな補助金制度にいかれるということになるんじゃないかと。ただ単に、集落営農プランもできていないし、個人で規模拡大するために申請をあげても補助金の対象にはならないと思います。

○議長（大原 博幸） 4番 宮岡委員。

○4番（宮岡 正則） 昔はようするに〇〇営農組合いうところはそこにお金来ないから。営農組合の中で決めてこういうふうになったんですかね。お金の流れというのはちょっとわからないんですけどね。前半の分は全部〇〇営農組合の取り引きになっているんです。途中からみんな個人になっていますね。

○議長（大原 博幸） 〇〇営農組合は営農組合として所有している農地と、それから個人で所有している農地と分かれているんですか。だから前半は〇〇営農組合の所有地、後半はそれぞれ個人の所有地と。全体を仕切るのは〇〇営農組合。

○議長（大原 博幸） 9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） ほとんどが自分の自作地を全部ほとんどの方が作っておられる。何人かに集約というものの、ずっと見ていれば全部ほとんど自分の自作地ばかりを自分で作られている集約方法をとっておられます。こんなもいいわけですね。中間管理機構は今後こういう形を進めていくということで基本的にはいいわけですね。自分の自作地で

も集落が了解であれば面積が足して30町歩なるという形でいえば今回面積が足りないんですけども、単にそういう形でされていくというのも中間管理機構としては今後推奨していくということですよ。確認です。

○議長（大原 博幸） あくまで人農地プランに中心的担い手として位置付けられていなかったらそれはないと思います。

○9番（井谷 勝彦） その方々は全部中心的担い手として位置付けられているんですか。

○議長（大原 博幸） そう思いますけどね、おそらく。〇〇営農組合もそうでしょうし、あと個人の名前が出ている方も中心的担い手でしょうし。

○1番（瀧下 康徳） 逆に言えば、そういう形式を整えて申請すれば、今とあまり変わらないような形であっても補助金が出るケースがある、こういう解釈をすればいいんですよ。

○議長（大原 博幸） そういうふうに解釈すればいいのかどうかは別として、そういうふうにも解釈できると。

○1番（瀧下 康徳） ダメな場合は当然ダメって言われるんでしょうからね。

○議長（大原 博幸） 人農地プランができていないとあきませんわ、いずれにしても。他に質疑ありませんか。

9番 井谷委員。

○9番（井谷 勝彦） ある人によっては1反ちょっとの方も契約農家に入っているんです。その方も担い手でしょうか。

○議長（大原 博幸） その集落で認めているかどうかです。1反しか作ってないのに中心的担い手かいなと村で当然意見が出るでしょうし。いやいや今は少ないけど息子が帰ってきて増やすんやながという人もあるかもしれませんし。

はい、18番 村田委員。

○18番（村田 憲夫） いろいろな意見も出ていますが結局何が問題になっているのですか。中間管理機構に預けて中間管理機構が担い手に貸すというそれだけのことです。

○議長（大原 博幸） 総括すると、現状何も変わってないのに補助金だけ貰えるという仕組みがいいのか悪いのか。

○18番（村田 憲夫） 現状は変わっている、中間管理機構に預けて10年間の契約結んで。

○議長（大原 博幸） それを解約したらお金が出ると。

○18番（村田 憲夫） 解約って、全部解約していないんですよ。一部だけの話で中間管理機構に預けるから解約いうのかな。中間管理機構が解約するんじゃないですよ。

○議長（大原 博幸） 〇〇地区のどれだけの面積がここに上がってきているのか分かりませんが。

よろしいでしょうか。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第44号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第45号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第12、第45号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第45号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議

について」は、原案のとおり可決されました。

第46号議案、令和3年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長（大原 博幸） 日程第13、第46号議案「令和3年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局（兼井 伸二） 41ページをご覧ください。令和3年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただくものです。

意見書の作成にあたり、農地対策委員会、意見書検討部会、役員会兼正副部会長会、項目別の調整会をそれぞれ開催していただきました。委員のみなさまにはご協力いただき大変ありがとうございました。

それでは、意見の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長、意見書検討部会部会長の原委員から一言いただきたいと思います。

○17番（原 清美） 今年もその時期がやってまいりました。令和3年度豊岡市農政等に関する意見書についてご説明させていただきます。

一昨年はスマート農業に関してということ強く申しました。昨年度は豊岡グッドグローバル農業ということについて主に重きを置きました。今年はどうかということになりますが、まだそれはこれから意見をまとめていただいてから決めようと思っております。今年度も昨年度と同様に6項目にし、1つ目は「遊休農地の発生防止及び解消」、2番目は「担い手農家や集落営農の育成と支援」、3番目は「地域を支える農政」、4番目は「有害鳥獣の被害防止対策の強化」、5番目は「環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育」、そして「その他」としております。それぞれ担当を決めさせていただき、原稿を集約させていただいたものが今みなさまのお手元にございます農業委員会に関する法律第38条第1項に基づくものでございまして、市長に対してこれらの提案で進めさせていただきたいと思っております。この意見書につきましては、みなさまから具体的なご提案をたくさんいただきました。それを元に総括させていただきましたが、みなさんの思いと違う部分があるかもしれません。より適切な意見となりますよう項目ごとにご審議をお願いしたいと思います。どうぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

○事務局（兼井 伸二） みなさま方から頂戴しました意見を元に各項目別の調整会等で検討・調整を加えていただきました。継続して意見すべき事項については引き続き記載し、新規の事項についても加えながら全体をまとめていただきました。すべての意見が記載されているわけではありませんが、いただいた貴重な意見は来年度以降も引き続き検討していくということでご理解をいただきたいと思います。

内容に入ります前に修正をお願いしたい箇所があります。43ページ、最終行、6、その他、（2）の農副連携の副の字を示編の福の文字に修正をお願いいたします。48ペー

ジ、1行目の(2)の農副連携の副の字を同じく示編の福の文字に修正をお願いいたします。

それでは、内容につきまして朗読をもって提案とさせていただきます。

まず42ページの「はじめに」は事務局から音読させていただきます。

はじめに。新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の社会情勢や環境は大きく変容しました。

農業面におきましても、行動自粛による需要の減退により農産物の価格低下など影響は甚大で、依然として回復の兆しが見えず厳しい状況が続いています。

本市においても、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加及び鳥獣被害の拡大など、直面する課題を多く抱えております。特に将来にわたり農業・地域が維持・発展するためには、農業生産力を支えるうえで重要な役割を担う農地の生産性を確保することは欠かすことができません。また、本市農業の持続性をさらに強化するため、共有する「豊岡市農業ビジョン」の実現のため、関係各位が横断的に連携し、各施策を進めていく必要があります。

本市農業委員会は、新制度により必須業務として明確に位置づけられた担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」について、農地等の利用最適化に関する指針に基づき、活動を推進してきたところです。

さらに農業者からの農地に関する相談や農地パトロールなど日常活動を通じ、現場での農業者の生の声を幅広く聴き、農業施策に生かすなどの橋渡し役も担ってきました。

このような活動の結果、本年度は、遊休農地の特定利用における農振農用地除外、豊岡農業スクールへのシニア世代の募集、フードバンク活動への支援を含む6項目について意見をまとめました。

つきましては、令和4年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により本市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策に反映されるよう意見書を提出します。

44ページ以降の各項目の本文につきましては項目ごとの代表委員から音読をお願いしたいと思います。

1番目の項目の代表委員の森田委員が欠席のため、1番目は事務局が音読をします。

○事務局（兼井 伸二） 1 遊休農地の発生防止及び解消。（1）農地利用最適化に関する連携支援について。ア 農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消のため、区・農会・営農組合等の協力を得て、担い手への利用集積などの推進を図っていますが、市は、県・国・農地中間管理機構の補助制度の活用など連携支援をより一層充実されたい。イ 市内全域で人・農地プランが作成されていますが、市は、プランの実質化を推進するため、農業委員会・JA・区・農会との連携を深めるよう指導を一層強化されたい。なお、農地中間管理機構の補助制度が地域の実情に沿ったものとなるよう、強く働きかけられたい。

（2）発生防止及び解消に向けた具体的な支援について。遊休農地を活用できるよう、転

作物、ビオトープ等の活用提案を行うなど幅広い支援を進められたい。ア 近年、遊休農地予備軍が増加しています。市は、区・農会が地域で守るべき農地を決め、それを維持していくことができるよう、多面的機能支払交付金制度を活用するなど幅広い指導をされたい。イ 大型機械を使用するため、水田の大型化や農道拡幅、水路改修等、地域で行う基盤整備について、市・県が一体となってより一層の指導をされたい。ウ 中山間地域では、高齢者が地域の担い手となり農地を守っています。市は、個人で対応できない遊休農地について、地区組織で取り組めるよう指導と支援の充実をされたい。(3) 遊休農地の特定利用における農振農用地除外について。ア すでに遊休農地となった農地については、地域で守るべき農地とそうでない農地を地域で話し合いの上で合意形成を図り整理することが必要であると考えます。守るべき農地でないと判断した農地に、再生可能エネルギーの導入促進として発電設備の設置を計画する場合は、農業振興地域整備計画を変更し、該当農地を農用地区域から除外する要件見直しについて県・国に働きかけられたい。イ 農業振興地域整備計画の総合見直しについては、本市の農業を取り巻く環境変化や経済活動における土地利用の需要の高まりに対応した農地の有効利用の観点から、適正周期に実施されるよう努められたい。

以降は、それぞれ代表委員様から音読をよろしくお願いします。

第2項目の代表委員で村田委員様、お願いします。

○18番(村田 憲夫) 2 担い手農家や集落営農等の育成と支援。(1) 担い手農家の育成と支援について。ア 農業スクールは、農業の担い手育成に大きな役割を果たしていると評価しています。市は、同制度を今後も継続するとともに、さらに新規就農者を増やすために本制度の周知・浸透に努められたい。また、女性活躍社会の実現やアクティブシニアの増加に伴い、シニア世代を含めた募集要件の見直しを検討されたい。イ 認定新規就農者(原則45歳未満)及び農業スクール卒業生の自立を促進するため、「豊岡市若手農家支援事業」等の施設・機械の初期投資に係る支援制度が設けられているが、若手農業者の事業をスムーズに軌道に乗せるため、技術指導も含めた継続した支援をより一層充実されたい。(2) 集落営農の育成と支援について。ア 集落営農の構成員は年々高齢化しており、後継者の確保が課題となっています。市は、県・国・農地中間管理機構・JAと一体となって、集落営農が持続するよう、長期にわたる育成・支援制度を確立されたい。イ 集落営農は地域農業の主要な担い手であるが、農産物価格の低迷や人的資源の不足など厳しい経営環境下であり、コロナ禍の影響でさらに深刻化することも想定されます。集落営農の安定経営のため、労働力軽減や農業技術の継承に寄与する省力化機械の導入や既存機械更新時の支援制度を検討されたい。

○事務局(兼井 伸二) 項目3について、西沢代表委員よりお願いします。

○12番(西沢 泰裕) 3 地域を支える農政。(1) 人・農地プランの取り組みについて。人・農地プランの取り組みへの重要性が再認識されています。今後、区・農会等による話し合いに基づくプランの実質化を推進するため、市は農業委員会・JA・区・農会と

の連携を深める施策に取り組まれない。(2) 多面的機能支払交付金制度の推進について。ア 共同活動について。交付金申請事務の簡素化について、県・国に引き続き働きかけられたい。また、全地域が取り組めるよう、制度の周知徹底に努め一層の推進を図られたい。イ 施設の長寿命化活動の推進について。農業施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化活動について積極的な指導・支援を推進するとともに、制度改正により希望する事業ができなくなっているため、制限の緩和について、県・国に働きかけられたい。(3) 中山間地域における農村を活性化する支援について。ア 新規就農者の育成支援。認定農業者などの担い手がない中山間地域において、今後、地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者として、「定年帰農者」や農業と他の仕事“X”を組み合わせた『半農半X』など多様な形態で新規就農を促すための支援を検討されたい。イ 農業者以外と共同して進める施策。農産物を生産・加工する企業や捕獲されたシカ・イノシシを食品加工する企業を募集するなど、農業者とともに地元の農業を活性化する施策を検討されたい。

○事務局（兼井 伸二） 項目4について、石橋代表委員よりお願いします。

○6番（石橋 重利） 4 有害鳥獣の被害防止対策の強化。(1) 被害防止の対策について。ア 鹿・猪の被害防止対策として、電気柵・ワイヤーメッシュ等の防護柵が非常に有効であると評価しています。しかしながら、ワイヤーメッシュについては、強度を上げた規格の場合、経費が高額になるため、事業費の補助を半額以上に拡大することに併せ、補助事業採択枠の拡大など支援をより一層充実されたい。また、ハード事業のみならず、有害鳥獣被害対策に関する知識・技術の習得や最新の情報を入手するため、毎年、ソフト面の強化に繋がる研修会等を開催するなど検討されたい。イ バッファゾーンを整備する補助事業について、採択件数を増やすよう、県・国に働きかけられたい。ウ サルによる被害は、農作物のみならず、家屋などの損傷が非常に深刻です。既存のサル被害対策補助制度に加え、さらなる充実を図られたい。また、サルの捕獲に係る保護政策を見直すよう、県・国に働きかけられたい。(2) 個体数減少の対策について。有害鳥獣の被害は、水稲など農作物だけでなく、畦畔、農道などにも被害が及び、場所によっては修復する事が非常に困難な場合もあります。仮に修復したとしても、再度被害にあうなど現状は深刻です。被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考えます。よって、狩猟者の増加を図るための支援とともに、狩猟条件の緩和などについて県、国に働きかけられたい。以上です。

○事務局（兼井 伸二） 項目5について、和田代表委員よりお願いします。

○10番（和田 敏明） 5 環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育。(1) 環境にやさしい農業の推進について。有機JASなどの認証にかかる手続きやメリットについての広報を強化し、農業者による認証取得により、農産物の高付加価値化を図り、安全・安心な豊岡ブランドの醸成を推進されたい。(2) 地産地消の推進について。新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や外食産業の営業制限は農産物の消費量を押し下げ、農家は販売価格の下落に苦しんでいます。一方、内食いわゆる巣ごもり需要の増加によっ

て、消費者のニーズは、より一層安心安全な農産物へと高まりをみせ、地産地消などへ移行すると思われます。このような状況の下、コウノトリ育む農法のお米やコウノトリの舞ブランドの農産物を中心とした安全・安心な豊岡ブランド農産物の普及をさらにすすめつつ、関係機関との連携により卸売市場を経由した食品スーパーや飲食店等への豊岡産農産物の流通の拡大・強化など、豊岡産農産物の消費推進を図るための施策を講じられたい。また、余剰野菜を子ども食堂や生活困窮者などに提供できるフードバンク活動などの支援の仕組みづくりを検討されたい。（3）食農教育の推進について。次代を担う子どもたちや若い世代が農業に興味・関心を持つために、農業団体や食品関連企業とも連携し、地域・学校・園において、その地域の伝統野菜や行事食などについて学ぶ食農教育を積極的に進められたい。

○事務局（兼井 伸二） 項目6について、平峰代表委員よりお願いします。

○5番（平峰 英子） 6 その他。（1）「スマート農業」の推進について。「スマート農業」は、農業者の労力軽減や課題解決による農家の働き方改革に大変有益であると考えます。しかしながら、農業者の認知度は比較的高いものの、導入の実現にはまだ課題もあり、将来的な普及拡大に期待するところです。今後、生産現場への実装のためには、引き続き、「スマート農業」に関する有益性や最新情報、活用事例等の情報発信を積極的に行っていくことが必要と考えます。一方、導入費用が高額なものも多いことから、レンタルやリースなどのサービス提供や補助制度の充実により、農業者が現場へ導入しやすい仕組みづくりについて継続して取り組まれたい。（2）「農福連携」の仕組み作りについて。農業者の減少や高齢化の進行にともない、基盤産業である農業の将来にわたる継続のためには、人材や労働力の確保は急務であります。農福連携をはじめとする農業者以外の方への農作業委託は、労働力不足で悩む農業者にとっては非常に有益であります。そのマッチングが難しく、実現にはまだ課題があるのが実情であります。マッチングにより、農福双方の課題を解決すると共に、共通の達成目標をもつことにより、農業分野だけでなく地域全体の活性化につながることを期待されます。多様な業種連携の取り組みの一つとして、地元企業と連携するなど農福連携の仕組み作りに努められたい。

○事務局（兼井 伸二） 以上が意見書の内容です。なお、修正を必要とするときは、その修正を会長に一任していただきたく考えております。よろしくお願いします。事務局からの説明は終わります。

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番 和田委員。

○10番（和田 敏明） ちょっとこれとは違うんですけども、私の区でこの間、猪の被害が出ました。それで被害調査をしてNOSA Iに持って行ったんですけども、NOSA Iの方が坪刈りしますというふうにおっしゃられたんです。坪刈りするということは米の

収量があるということです。猪の入ったところは非常に猪の尿臭いんですわ。言えば、出荷できない米になっていると思うんですけども、それで坪刈りを実施するというのはいかななものかと思ひまして意見を言わせてもらいました。

○事務局（古谷 明仁） 農業共済の関係ですけども、農業共済は収量でいくと思うんです。当然、有害鳥獣にやられた場合は品質というかそのあたりが低下するところですけども、農業共済の制度も去年くらいからいろいろと変わっていますけれども、収量でいく関係でそこで坪刈りをされたんじゃないかなと思います。

○10番（和田 敏明） これから調査に入ってもらうんですけども、そういう内容のことを言われたんで、ちょっと待ってくださいと返事をしたんですけどね。NOSA Iの方になんかそういうことを言うのよろしいでしょうか。

○議長（大原 博幸） 伝えておいたらどうでしょう。

○事務局（古谷 明仁） こちらの方からも農業共済の方には伝えておきます。

○議長（大原 博幸） 今、農業共済の事業は県が直でやっているんでね。日高にあるんですわ、土居に事務所があって、あそこが直接やってるもんで。これまでだったら農業共済課があって、共済課が直接現場に出ているいろいろとやってくれてたんですけど、それがなくなり、そういう意見のすれ違いみたいなことができるのかもしれないね。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 意見項目の中身でダブっているところがある。担当部ごとそれぞれ出し合っただけでこういうふうになったと思うが。44ページの遊休農地発生及び解消の（1）のイ、人・農地プランのからみで、この文章と45ページの3 地域を支える農政の（1）人・農地プランの取り組みについてで、ここ、中身がダブっているのどちらかに集約したらと。どちらかという遊休農地の発生防止、結構たくさんあるのでこのイは地域を支える農政にもってきてもいいかと思ったりと、それと同じ言葉で片仮名と漢字両方使われている場所があり、46ページ（3）のイ、捕獲されたシカ・イノシシ、ここは片仮名ですね。4番の有害鳥獣の被害防止対策の強化の（1）のア、ここは漢字で鹿・猪となっていますね。これはどちらかに統一すると、47ページの5番、環境にやさしい農業の推進及び地産地消と食農教育、これの（2）の中で、このような状況の下、その後コウノトリ育む農法、これを一つのかぎ括弧にして、その後コウノトリの舞ブランド、これも一つのかぎ括弧にしたらどうかと思います。みなさんの意見をお聞かせいただきたいなと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） 事務局の方で協議させていただいて、最初ちょっと説明しましたけども、修正を必要とするときは会長に一任くださいということをお願いしたので、その対応でよろしくをお願いします。意見は賜りました。

○議長（大原 博幸） 14番 高尾委員。

○14番（高尾 利美） 代表ではないことですけども、最初のはじめにのところに、農地パトロールなど日常活動を通じ、現場での農業者の生の声を幅広く聴き、農業施策うん

ぬんかんぬんで、農業委員会の中で農業委員や推進委員が直接現地をパトロールする中で、いろいろな生の声を聴いたことが書かれているんですけども、それが意見書に集約されているように受け取れるんですが、今年の意見書の項目に関わって推進委員の方の提出が少なかったとお伺いしているんです。農業委員もそうですけど、推進委員さんの方が直接地域で生の声を聞かれて、問題意識もたくさん持たれていると思うんですが、本当にそれがなかなか解明できていないというのが残念に思うところです。

それと、中身についてなんですけども、はじめにのところの2行目、農業面におきましても、行動自粛による需要の減退によりのところで、行動自粛によるって、何の需要が減退したのか私には分からなくて、ここを行動自粛により農産物の需要が減退し、価格低下など影響は甚大で、の方がいいんじゃないでしょうか。

それからこれも認識不足なのかちょっと分からないんですが、中間管理機構というのがいくつか出てくると思うんですけども、これ、中間管理機構になるのかひょうご農林機構になるのか、中間管理機構でよろしいんですか。

それと、47ページの環境にやさしい農業のところですけども、(2)の真ん中あたりですけども、関係機関との連携により卸売市場を経由した食品スーパーや、ここ、卸売市場を経由したって、このことは書く必要があるのかどうか。卸売市場を経由しなくても、してない食品スーパーや食品スーパーの中身にも生産者が直接持ってきたりいろいろ考えられると思うので、この言葉はいらないんじゃないかと思うんですが、以上です。

○事務局（兼井 伸二） ありがとうございます。いただいた意見、預からせていただき、確認して修正したいと思います。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

6番 石橋委員。

○6番（石橋 重利） 意見というよりも、はじめにの文の農業面におきましても、行動自粛による需要の減退うんぬんという表現されているんですけども、一番肝心な行動自粛による需要の減退というのはいわゆる米に大きな影響を与えているという言い方をしているんですけども、結局、行動自粛によって飲食店さんの関係で、お酒だとか米だとかそういった需要が明らかにダウンしているということで書いてあるのでこの原案でいいんじゃないかなというふうに。その場合で農産物と書かれているのはそういう意味があるんじゃないかなと。米と農産物の分類です。というふうに理解をしています。

それからもう1点は、先ほどおっしゃった推進委員さんから出ていた意見が反映されていないという表現をされたんですけども、例えばこういった意見がこう意見書に反映されていませんよということが差し支えなかったら教えてもらいたいですけども。抽象的だなと思うんです、今の意見は。以上です。

○議長（大原 博幸） 推進委員さんからの意見が反映されていないというのは、提案が少なかったということでしょう。

はい、14番 高尾委員。



○14 番（高尾 利美） 今のはじめにの部分では、もし米との分類ということになるのであれば、ここに米ということ、確かに米の需要が落ちているというのは私も感じています。しかし、この文章では一般的に読んで米の需要というのが分かるんですか。だからここをもう少し分かり易く私はしていただいた方がいいんじゃないかと思います。

○議長（大原 博幸） 災害の影響もあって不足してきたというのがありますしね。価格が高騰してというのがありますし。景気そのものはあまりよくないという話を聞きますし。

○議長（大原 博幸） 1 番 瀧下委員。

○1 番（瀧下 康徳） 「はじめに」のところですけど、下から8行目のさらにとこのところの文章ですけど、現場での農業者の生の声を幅広く聴き、農業施策に生かすなどの橋渡し役も担ってきました。農業委員で施策立てているのですか。農業施策に生かす意見を生かしてほしいということに意見書を今作っているのに、生かすなどの橋渡しというのはそこまでやってないんじゃないかなと思います。生かすための橋渡しというんだったら理解できるんですけど。

それとこの場でいろいろ言っても時間がかかってばかりなので、意見がある方は出していただいてしないと終わらない気がするんですけど。

○議長（大原 博幸） 1 8 番 村田委員。

○18 番（村田 憲夫） 一つ一ついろいろたらきりがないですから、あくまでも事務局と大原さんに任せますので、今までの意見を吸い上げるような格好で直せるところがあったら直していただけたらいいと思います。

○議長（大原 博幸） 今、みなさんの意見は聞きましたので、できるだけ反映させていただきたいと思います。

○議長（大原 博幸） それではまとめさせていただきたいと思いますが、質疑、終結してよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第46号議案「令和3年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和3年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時45分閉会